

奈良市公報

号外第6号

平成20年 3月25日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 6
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 放置自動車の処分等…………… 7
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了（2件）…………… 8
- 納期限変更告知書の公示送達…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 住居番号の変更…………… 9
- 森林整備計画の案の公衆縦覧…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 9
- 納期限変更告知書の公示送達…………… 9
- 交付要求通知書の公示送達…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了（3件）…………… 10
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（6件）…………… 10
- 放置自転車等の保管（3件）…………… 11
- 納期限変更告知書の公示送達…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 12
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 12

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 12
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 12

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 13

農 業 委 員 会

- 定例総会の招集…………… 14

規 則

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 1月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第1号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第17号様式中

「注意 この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認める理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。また、改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。」

「注意 この申請書に、領収証及び完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。」

に、

」

「やむを得ない場合のみ、ご家族に受領委任をしたうえで、その方」を「ただし、ご家族又は住宅改修を施工した事業者に受領委任をした場合は、受領委任を受けた方」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成20年 1月25日揭示済）

奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 1月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第2号

奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成19年奈良市規則第50号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第2条関係)

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト
(第1面)

※施設等の欄の「第〇条」は、バリアフリー法誘導基準省令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	チェック欄
出入口 (第2条)	① 出入口(便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	—
	(1) 幅は90cm以上であるか	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	② 一以上の建物出入口	—
	(1) 幅は120cm以上であるか	
	(2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第3条)	① 幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③ 点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)※1	
	④ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤ 側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥ 突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦ 休憩設備を適切に設けているか	
	⑧ 上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
階段 (第4条)	① 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内まで不算入)	
	② けあげは16cm以下であるか	
	③ 踏面は30cm以上であるか	
	④ 両側に手すりを設けているか(踊場を除く)	
	⑤ 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥ 段は識別しやすいものか	
	⑦ 段はつまずきにくいものか	
	⑧ 点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分)※3	
	⑨ 主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置(第5条)	① 階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	② 上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合(※4)適用除外	

※1 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(平成18年国土交通省告示第1488号)

※3 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(平成18年国土交通省告示第1488号)

(第2面)

○一般基準

施設等	チェック項目	チェック欄
傾斜路 (第6条)	① 幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	② 勾配は1/12以下であるか	
	③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④ 両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤ 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥ 前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦ 点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)※1	
	⑧ 上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
エレベーター (第7条)	① 必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	② 多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③ 多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1) ②のすべてを満たしているか	
	(2) かごの幅は140cm以上であるか	
	(3) かごは車いすが転回できる形状か	
	(4) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④ 不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) かごの幅は140cm以上であるか	
	(7) かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤ 不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1) ④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2) かごの幅は160cm以上であるか	
	(3) かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥ 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー※3	—
	(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
(2) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3) かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		

※1 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1489号)

- ・勾配は1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(平成18年国土交通省告示第1488号)

※3 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1487号)

- ・自動車車庫に設ける場合

(第 3 面)

○一般基準

施設等	チェック項目	チェック欄
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第 8 条)	① エレベーターの場合	—
	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第 1 第 7 号のもの)であるか	
	(2) かごの幅は70cm以上であるか	
	(3) かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4) かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	② エスカレーターの場合	—
	(1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第 1 ただし書のもの)であるか	
便所 (第 9 条)	① 車いす使用者用便房を設けているか(各階原則 2 %以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	
	(4) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	② 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階 1 以上)	
	③ 車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
	④ 床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階 1 以上)	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	① 車いす使用者用客室を設けているか(原則 2 %以上)	
	(1) 幅は80cm以上であるか	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	② 便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1) 便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2) 出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1) 浴室、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

(第4面)

○一般基準

施設等	チェック項目	チェック欄
敷地内の通路 (第11条)	① 幅は180cm以上であるか	
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④ 段がある部分	—
	(1) 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2) けあげは16cm以下であるか	
	(3) 踏面は30cm以上であるか	
	(4) 両側に手すりを設けているか	
	(5) 識別しやすいものか	
	(6) つまづきにくいものか	
	⑤ 段以外に傾斜路又は昇降機を設けているか	
	⑥ 傾斜路	—
	(1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2) 勾配は1/15以下であるか	
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合を除く)		
(4) 両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は勾配1/20以下の傾斜部分を除く)		
(5) 前後の通路と識別しやすいものか		
⑦ 上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧ 上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(※1)は適用除外		
駐車場 (第12条)	① 車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)	
	(1) 幅は350cm以上であるか	
	(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第13条)	① 車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
標識 (第14条)	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	② 標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第15条)	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか (配置を容易に視認できる場合は除く)	
	② エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③ 案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分
(平成18年国土交通省告示第1488号)

○視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備までの主な経路に係る基準) ※1

施設等	チェック項目	チェック欄
案内設備までの経路 (第16条)	① 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ※1	
	② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③ 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

※2 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成20年1月25日揭示済)

告 示

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年1月16日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第15号

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーションならまち	奈良市六条一丁目3-41	介護予防 訪問看護	平成19年12月1日
有限会社ホームヘルパーナースステーション	奈良県奈良市六条一丁目3-41		
訪問介護ステーションならまち	奈良市六条一丁目3-41	介護予防 訪問介護	平成19年12月1日
有限会社ホームヘルパーナースステーション	奈良県奈良市六条一丁目3-41		

(平成20年1月16日揭示済)

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年1月16日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
サン薬局宝来店	奈良市宝来三丁目16-4	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成19年12月30日 平成19年12月30日
株式会社関西メディコ	奈良県生駒郡平群町上庄一丁目14-12		

(平成20年1月16日揭示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年1月16日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	四季ノ丘指定居宅支援事業所	奈良市佐紀町2789	上野 榮子	平成15年7月1日
新	四季ノ丘指定居宅支援事業所	奈良市西大寺栄町3-1 泉谷マンション202		

旧	ケアアシスト	奈良市富雄北二丁目6-33シティパレス21富雄北205号室	有限会社ケアアシスト	平成18年10月1日
新	ケアアシスト	奈良市富雄北二丁目8-15ガーデンハイツ高川305号室	有限会社ケアアシスト	
旧	BamBooナーシングホーム	奈良市鳥見町二丁目19-2	ていくあい有限会社	平成20年1月1日
新	ていくていく	奈良市鳥見町二丁目19-2	ていくあい有限会社	

(平成20年1月16日揭示済)

奈良市告示第18号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年1月16日

奈良市長 藤原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
名阪設備工業株式会社	代表取締役 荒堀 弘	三重県伊賀市久米町684番地	平成20年1月10日

(平成20年1月16日揭示済)

奈良市告示第19号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年1月16日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成20年1月16日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちく

ださい。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

- ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表

(平成20年1月16日揭示済)

奈良市告示第20号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成20年1月16日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市南京終町地内（市道 六条奈良阪線上）
------	-----------------------

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	スズキ	エブリィ	軽自動車	白	不明	DE51V-904494

3 処分年月日

平成20年1月30日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111

(平成20年1月16日揭示済)

奈良市告示第21号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年1月17日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成20年1月17日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年1月17日揭示済)

奈良市告示第22号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年1月18日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成20年1月18日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年1月18日揭示済)

奈良市告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年1月21日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号
平成19年9月14日 奈良市指令都整開 第07A-25号
平成19年12月10日 奈良市指令都整開 第07A-25-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年1月21日 第1094号
(2) 公共施設 平成20年1月21日 第477号

3 開発区域に含まれる地域
奈良市神功四丁目25番地の2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1号
大和ハウス工業株式会社 奈良支店
支配人 吉岡伸忠

5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市神功四丁目25番地の2の一部
(2) 下水道
奈良市神功四丁目25番地の2の一部

(平成20年1月21日揭示済)

奈良市告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年1月21日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号
平成2年5月31日 奈良市指令都整開 第90A-14号
平成19年12月10日 奈良市指令都整開 第90A-14-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年1月21日 第1095号

3 開発区域に含まれる地域
奈良市宝来町1035番地の1、1041番地の一部、1042番地の一部、1043番地の一部及び1044番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市宝来四丁目3番23号
辻 楷春

(平成20年1月21日揭示済)

奈良市告示第25号

地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の2第1項の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年1月21日

奈良市長 藤原 昭

1 送達をすべき文書
納期限変更告知書

2 送達を受けるべき者
省略

(平成20年1月21日揭示済)

奈良市告示第26号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年1月22日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年 1月22日
3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成20年 1月22日揭示済)

奈良市告示第27号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成20年 1月22日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年 1月22日揭示済)

奈良市告示第28号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定により奈良市森林整備計画をたてるため、同条第5項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、奈良市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了の日までに、奈良市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成20年 1月23日

奈良市長 藤原 昭

- 縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内
- 縦覧期間 自 平成20年 1月24日
至 平成20年 2月22日

(平成20年 1月23日揭示済)

奈良市告示第29号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供します。

平成20年 1月23日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年11月12日 奈良市指令都整開 第07A-36号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年 1月23日 第1096号
(2) 公共施設 平成20年 1月23日 第478号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市南紀寺町二丁目334番地の1の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
交野市森北一丁目36番7号
株式会社 プロ・ホーム・創
代表取締役 打山誠彦
- 公共施設の種類、位置及び区域

- 道路
奈良市南紀寺町二丁目334番地の1の一部
- 下水道
奈良市南紀寺町二丁目334番地の1の一部
(平成20年 1月23日揭示済)

奈良市告示第30号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年 1月23日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成20年 1月23日
- 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成20年 1月23日揭示済)

奈良市告示第31号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年 1月24日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成20年 1月24日
- 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成20年 1月24日揭示済)

奈良市告示第32号

地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の2第1項の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年 1月24日

奈良市長 藤原 昭

- 送達をすべき文書
納期限変更告知書

2 送達を受けるべき者
省略

(平成20年1月24日揭示済)

奈良市告示第33号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年1月24日

奈良市長 藤原 昭

1 送達をすべき文書
交付要求通知書
2 送達を受けるべき者
省略

(平成20年1月24日揭示済)

奈良市告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年1月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年5月31日 奈良市指令都整開 第06A-11号
平成18年11月7日 奈良市指令都整開 第06A-11-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年1月25日 第1097号
(2) 公共施設 平成20年1月25日 第479号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市肘塚町16番地の5、16番地の6、16番地の7、16番地の8及び16番地の9
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区伏見町4丁目4番9号
株式会社 ダイナシティ大阪支店
取締役企画・建設担当 梅林 良行
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市肘塚町16番地の6、16番地の7、16番地の8及び16番地の9

(平成20年1月25日揭示済)

奈良市告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと

おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年1月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年10月12日 奈良市指令都整開 第06A-25号
平成19年12月27日 奈良市指令都整開 第06A-25-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年1月25日 第1098号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市雑司町375番地の3、376番地の3及び376番地の7
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東大阪市寿町1-6-35
中塚 隆子

(平成20年1月25日揭示済)

奈良市告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年1月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年1月15日 奈良市指令都整開 第07A-43号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年1月25日 第1099号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市佐紀町2105番地の20及び2105番地の21の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市佐紀町2115番地 金光 京子
奈良市佐紀町2115番地 金光千枝子
奈良市佐紀町2117番地の9 前川えみ子

(平成20年1月25日揭示済)

奈良市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年1月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	石本 久尚 奈良市月ヶ瀬尾山 2904番地の1	東口 清克 奈良市月ヶ瀬尾山 1991番地

2 変更の年月日
平成20年 1月 1日

(平成20年 1月25日揭示済)

奈良市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 1月25日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	久保田 清隆 奈良市月ヶ瀬桃香 野4461番地	安場 喜明 奈良市月ヶ瀬桃香 野4876番地

2 変更の年月日
平成20年 1月 1日

(平成20年 1月25日揭示済)

奈良市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 1月25日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	奥田 正 奈良市月ヶ瀬長引 290番地の1	中村 好宏 奈良市月ヶ瀬長引 196番地

2 変更の年月日
平成20年 1月 1日

(平成20年 1月25日揭示済)

奈良市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 1月25日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	田中 喜隆 奈良市月ヶ瀬石打 780番地の2	上田 均 奈良市月ヶ瀬石打 914番地の3

2 変更の年月日
平成20年 1月 1日

(平成20年 1月25日揭示済)

奈良市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 1月25日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	井阪 秀樹 奈良市月ヶ瀬高28 3番地の1	福西 浩二 奈良市月ヶ瀬高27 9番地

2 変更の年月日
平成20年 1月 1日

(平成20年 1月25日揭示済)

奈良市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 1月25日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	窪田 俊也 奈良市月ヶ瀬月瀬 257番地の1	今井 利樹 奈良市月ヶ瀬月瀬 461番地

2 変更の年月日
平成20年 1月 1日

(平成20年 1月25日揭示済)

奈良市告示第43号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年 1月25日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年 1月25日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁

止区域
以下省略

(平成20年1月25日揭示済)

奈良市告示第44号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年1月28日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年1月28日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年1月28日揭示済)

奈良市告示第45号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年1月29日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年1月29日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年1月29日揭示済)

奈良市告示第46号

納期限変更告知書を送付したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明の為、送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年1月29日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書
納期限変更告知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成20年1月29日揭示済)

奈良市告示第47号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年1月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年1月30日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年1月30日揭示済)

奈良市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年1月31日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	砂川 哲男 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の74	林 秀隆 奈良市都祁こぶしが丘3535番地の108

- 2 変更の年月日
平成19年4月1日

(平成20年1月31日揭示済)

奈良市告示第49号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成20年1月31日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年1月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第2号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと

おり公示します。
平成20年 1月17日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
白川設備	白川 楢耕	京都府木津川市吐師郷和田2番地	平成20年1月4日

(平成20年 1月17日揭示済)

奈良市水道局告示第3号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年 1月17日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 白川設備	代表取締役 白川 楢耕	京都府木津川市吐師郷和田2番地	平成20年1月4日

(平成20年 1月17日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第2号

平成20年 2月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成20年 1月30日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 日時
平成20年 2月 5日（火）
午前10時から
- 場所
奈良市役所北棟 3階 教育委員会室
- 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 学校給食費の値上げについて
(2) 平成19年度 3月補正予算要求について
(3) 奈良市立済美南小学校児童転落死亡事故にかかる和解について
議 事
議案第57号 奈良市教育委員会が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則について
議案第58号 平成19年度 奈良市立幼稚園修了式並びに

- 奈良市立小・中・高等学校卒業式における奈良市教育委員会の告示等について
議案第59号 平成20年度 奈良市教育目標について
議案第60号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(西部公民館学園大和分館)
議案第61号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(南部公民館精華分館)
議案第62号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(南部公民館東九条分館)
議案第63号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(南部公民館明治分館)
議案第64号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(三笠公民館大安寺西分館)
議案第65号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(田原公民館横田分館)
議案第66号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(田原公民館水間分館)
議案第67号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(田原公民館杉ノ川分館)
議案第68号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(富雄公民館元町分館)
議案第69号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(柳生公民館興ヶ原分館)
議案第70号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(柳生公民館邑地分館)
議案第71号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(柳生公民館丹生分館)
議案第72号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(柳生公民館北野山分館)
議案第73号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(若草公民館佐保分館)
議案第74号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(興東公民館東里分館)
議案第75号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(興東公民館狭川分館)

- 議案第76号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(興東公民館大平尾分館)
- 議案第77号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(春日公民館西木辻分館)
- 議案第78号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(春日公民館大安寺分館)
- 議案第79号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(春日公民館済美南分館)
- 議案第80号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(二名公民館二名分館)
- 議案第81号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(二名公民館西登美ヶ丘分館)
- 議案第82号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(京西公民館平松分館)
- 議案第83号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(伏見公民館あやめ池分館)
- 議案第84号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(平城公民館歌姫分館)
- 議案第85号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(飛鳥公民館白毫寺分館)
- 議案第86号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(都跡公民館佐紀分館)
- 議案第87号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について
(都跡公民館尼辻分館)
- 議案第88号 奈良市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 奈良市社会教育委員の委嘱について
- 議案第90号 奈良市指定文化財について
- 議案第91号 奈良市体育施設条例施行規則の一部改正について

4 その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 2月～3月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成20年 1月30日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 2 号

平成20年奈良市農業委員会 1月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第 3号）第 2条第 1項の規定により告示します。

平成20年 1月21日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫

- 1 日時
平成20年 1月29日（火曜日） 午後 2時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 北棟 5階 第21会議室
- 3 報告
(1) 平成19年奈良市農業委員会事業報告について
(2) 遊休農地・耕作放棄地の実態調査結果について
- 4 議案
(1) 平成20年度奈良市農業委員会事業計画（案）について
(2) 奈良市農業委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正について
(3) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について

(平成20年 1月21日揭示済)